



第3回通常総会特別講演

社会医学の立場からみた出稼ぎの検討

東京医科歯科大学医学部教授
農村厚生医学研究施設長

柳 沢 文 徳
やなぎ さわ ふみ よし

出稼ぎによる就業は人間生活として、不安定な就業構造体の代表的な生活体であると考えられます。それだけにより多くの社会的問題が内在するとともに、社会環境の変遷に左右される諸因子をもっています。この出稼ぎ現象をまず「現在ある姿 Ist Zustand」を明確に、それがどのような状況につき、さげなければならぬ事項があるか、またどのような条件を具備すべきか、社会生活との距たりを生じている理由を検討して、現状を人間の健康、寿命よりみて、より理想の姿に近づける工夫をもつ研究姿勢が大切と考えて、このような標題を掲げたのであります。とくに農政のあり方が大切であります。それにとりなう農業構造の変遷の批判を前提とします。また社会の経済階級問題、ことに農家の貧困を

意識根底において思索し、実践しないかぎり、新しい解決の道がみつからぬとも考えられます。

私が出稼ぎに関心をもったのは、研究面からみれば、昭和28～32年間の静岡県井川ダム建設工事の労務者の健康管理から始まり、その工事に延 3,218名の季節労務者が投入されてきました。農民が参加しなければ、大きな工事が出来ないことを事実として知り、農民生活のいわゆる裏面史をみたわけでありました。（松木世光：電源開発ダム建設に従事する流動性労務者の作業障害に関する調査研究、民族衛生、25、733、1958）。このころ農業総合研究所からの場徳造編「出稼ぎの村」鹿児島県鶴田村における脱農化

の展開過程「1958」も出ています。

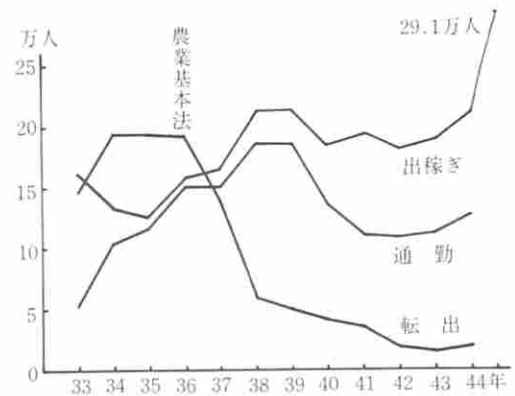
私共の研究施設の創立者であります宮本璋教授より、1955年頃に今後の農村保健問題は農業人口問題であることの指示をうけて、まがりながら、その面に関心をもち続けました。

農村での移動人口の一部にこの季節労働量の移動が含まれるわけです。1965年の社会医学研究会特別報告として「農村人口の変貌」（公衆衛生、29巻、1965）と題してとくに、出稼ぎの人口学的分析結果を報告して、この面に多少の関心を与えました。その後、よき共同研究者を得て、出稼ぎ者は原則として健康者であるべきであるが、その実態はどうであるかも、東京都を中心とした出稼ぎ者の健康状況を研究し、学会に発表致しました。戦後の出稼ぎ者の公衆衛生学的アプローチとして、始めてのものであると思います。これらの問題を中心に天明佳臣（前当教室講師）がいろいろの角度からするどく分析して、三省堂より「都市の断面—出稼ぎの社会医学」（1969年）という題のもとに著書を出版しました。最近における農民の動向を社会医学の面から検討したものであり、是非一読をおすすめします。研究室での成績はこの著書に多く引用されておりますので、今回はそれらの成績はできるだけ省略します。

出稼ぎに出るといふのは、農業経済の基盤の問題でありまして、必然的に日本農業のあり方から論ずる必要があります。この点は農政学者の多くの著書がありますので、省略します。しかし、農家所得の推移をみますと、全国的にみて、1965年より農家は農外所得が農業所得より上廻り、1970年では全農家1戸当り平均総所得159万6千円であって、その農外所得は56.3%を占めている。これは、兼業農家の増加と農業だけでは食べていけないことを意味しています。また、専業農家は兼業農家とでは45年の1人当りの家計費からみて低下してきています。このことから簡単にいえば、専業農家の維持困難性を物語っている。農民の住居地での雇用関係が容易であれば、兼業の安定性もあります。しかし、地域開発の遅れている地域では農外所得をうる安易な道が出稼ぎであります。農民の

人口移動を年次別にみると、図1のように41年頃より、転出、通勤が安定した型ですが出稼ぎ

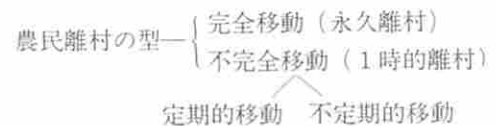
図1 農業を主業とする農民の他産業への就業



は上向しています（富山県の専業農家は1971年1月の統計では総農家77,149戸のうち2,828戸で約4%、10年前の36年では総農家82,585戸のうち専業農家18,132戸で約15%であります。専業農家の消滅に近づきます。）

出稼ぎという用語についていささか明確にしておく必要があります。

人口学の立場からの概念を人口大事典（平凡社、499頁）より引用してまず簡単に紹介してあります。ここにみる定義はやや戦前の農業構造意識の下での分類ともいえます。

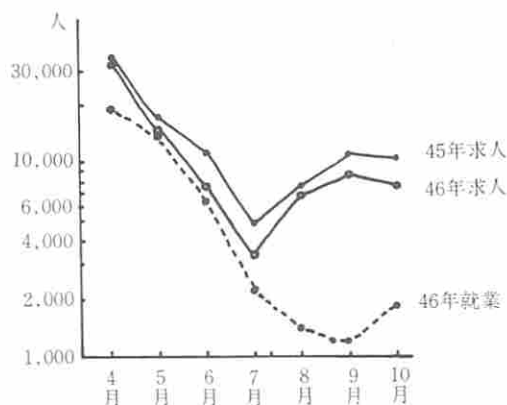


定期的移動で、周期性と回帰性をもつものの日本農業の特性として出稼ぎの型をつくる。零細農業経営のために生ずる結果と解釈されている社氏、大工、農産物加工、製品販売などだが、現在は単純労働が主体を占めています。出稼ぎ先は、経済の高度成長によって建設業・製造業の面に就業者の増大が主体を占めています。さて農林省での定義は、「農林省：農業世帯員が1～6ヵ月の予定で家を離れよそで働くことであり、そ

の予定期間が6ヵ月以上であるものは、職業移動の「就職転出者」として取扱っている」となっており、期間を中心に「出稼ぎ」を取扱っています。高橋実氏（「農村衛生の実証的研究」）では、「1ヵ月以上の契約日数により行けるもの」にして、「一定期間後必ず帰り来るものを意味し、「近き将来に再び帰り来らざることを予想し得る離村者」としております。政治家はどう考えているかでは自民党では、とくになく、日本社会党では次のような定義であります。「農林漁業の所得を補うために、一定の期間、家族とはなれて、他の地域で労働に従事するものをいう」のように比較的漠然とした概念です。出稼ぎの本質を簡単に表現することは中々むづかしいことですが、とくに農業のなかで、従来はかなりはっきりしていた季節的労働量との関係が薄くなったこともあり、一方かならずしも農繁閑期が明確でなくなったことにも問題があります。農業経営法のとくに機械化と農業による省力化の変化もあり、農業労働量にも著しい相異が生じているために、農繁期でも一定の働き人があれば手がぬけることもできる。農業の余剰労働と離村就業のバランス問題でもあります。また一面、賃金仕事の方がよい収入として効率がよいことなので、出稼ぎの季節労働者の概念がなくなってきているのが、定義をする困難性をともなうものでもあります。また秋田県での定義は平易でよくわかる。「調査日前1年間のうち、自宅から通勤できないため自宅以外の場所に寝泊りして、臨時的に30日以上他に雇われて働いた人、行商などの自営業のため、よそに寝泊りして働いた人は含めない」私は次のように考えています。「自己の世帯内生活から一定期間はなれて、他の地域にて労働に従事する。但し、その流出によって世帯の農業経営に年間かかわりのないことを予想したものでなければならない。これを「出稼ぎの定型」と考える。また、農閑期にかかわる季節的離村が原則となるが、しかし、回帰性があることを前提とする図2に示すように現在でも7月からあきらかに就業は減少しています。

図2 青森県（資料）の出稼ぎ

1. 求人は昭和45年より減少
45年4-8月65,952
46年4-8月57,749（12.4%減）
2. 農繁期でも流出



東北で3.4ha水田所有者夫婦農家がこんな計算をして出稼ぎに出ている。300俵の収穫で240万円粗収入、1haの農経費2万円として、その差の172万円の所得になる。それが休耕をする、奨励金1ha当り37,000円として、125万8,000円を得て、2人で純所得10万円の出稼ぎを9.5ヵ月すれば95万円で合計約220万円となる。稲作より休耕で出稼ぎをした方が約50万円の利益がでるために、農業を一時中止というわけであり、農業を一時的にすてた場合にも出稼ぎといえるかという疑問です。これは農業の必要労働が残存したときの余剰労働ということには必ずつきません。しかし、このような場合でも、農家であるということから、出稼ぎとして取扱われるのが普通です。

少なくとも出稼ぎは現代社会の農村現象ではなく、明治時代からのものであります。徳川時代はいわゆる百姓の移動を禁止していたことから、社氏をはじめとして技術職人が出稼ぎ的な性質を持っているものを除き、現在のごとき出稼ぎというようなことは考えられないと一般的に思われます。長塚節の小説「土」に出稼ぎのあわれさが巧みに描写されており、この小説は明治4年が舞台です。戦前は雇用関係もあり、また季節労働者としての出稼ぎであり、集团的

出稼ぎなどが行なわれていたわけで、出稼ぎの苦しみは容易でなかったわけです。岩手県で1934年、凶作時に樺太、カムチャッカへの多量出稼ぎが行なわれた記録(秋田県労働部職業安定所:秋田県出稼ぎ史,1957)があります。この前に小林多喜次の「蟹工船」にもこの状況を取りあげていますが、この執筆は昭和4年3月で、それが「戦旗」に同年掲載されたわけです。また、昭和4年10月には秋田県で出稼ぎ組合をつくった条令があります。それほど出稼ぎは行政的にみても重要なことであったわけです。(その1部を図3で示す)。

図3

秋田縣報 第二八三號 昭和四年十月八日 第三種郵便物認可 一八九〇

○秋田社第七八號
 昭和四年十月八日
 秋田縣學務部長
 各市町村長殿 出稼労働者保護組合設立ニ關スル件

本縣出稼労働者ハ漁夫ニ於テ約六千名有シ之ヲ保護施設シテ既ニ六十八ノ保護組合ノ組織有之候モ更ニ女子出稼労働者及出稼伐木業者約一萬人ヲ兼スル狀況ニ有之候モ是等ニ對スル保護施設ニ於テハ何等見ルヘキモノ無之如斯多數ノ労働者ヲ擁スル本縣トシテハ誠ニ遺憾ノ次第ニ有之本年六月各郡町村長會長、出稼組合聯合會役員及縣内各職業紹介所長等一堂ニ會シ協議ノ結果現在ノ出稼漁夫組合ハ其ノ規程ヲ改正シ女子労働者、伐木業者等ヲ加ヘ更ニ組合未設ノ町村ニ於テハ此ノ際之ヲ設立シ一般労働者ノ福利増進ヲ圖ル事ニ申合相成居候ニ付テハ別記準則ニ依リ規程ヲ制定シ來ル十一月三十日迄ニ組織相成様致度尙組織決定ノ上ハ組合員タルヘキ労働者ノ人員(漁夫、女子労働者、伐木業者其他各別)及規程ヲ係ヘ直ニ御報告相成度

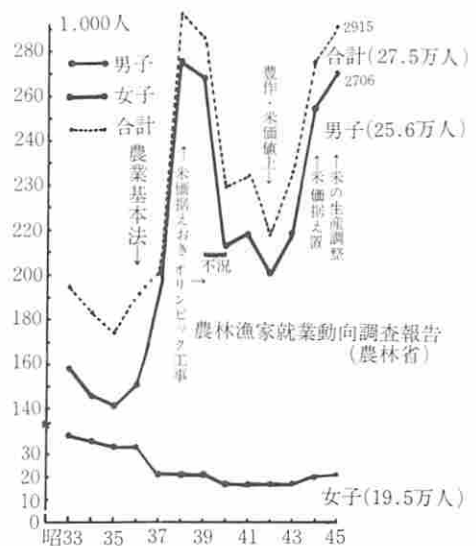
戦前の状況につき、医学者が系統的な研究をしたのは高橋実氏であろう。氏の「農村衛生の実証的研究—東北、純農村の医学的研究—日本学生図書協会,1951)に志和村の調査が克明に分析されています。志和村農業従事人口男子1,391人のうち588人(43%)が出稼ぎに出ており、その就業先は主に酒造りで、5ヵ月以内が301名で多くは季節的出稼ぎであります。1

年に至るものもあるのは、当時の農村特有な潜在性失業人口によるものと考えられる。年令も15~34才が69—52%を占めており、現在と異なり若年者が多く、また出稼ぎ先も北海道、岩手、福島、宮城で約70%も占めています。都会ではありません。これも現在と異なります。また朝鮮でも出稼ぎがみられ、崔應錫代表編「朝鮮の農村衛生」(岩波書店,1940)にみられます。

現在、出稼ぎについてどんなことが社会問題になっているかを朝日新聞より1年間にわたる記事からみたものを表1として示しておきます。これで大体の検討がつかます。(表1)

現在、すなわち戦後の出稼ぎの全国的視野からみた実態を少し紹介します。この統計資料は農林省農漁家就業動向調査による他はありません。1958年よりの出稼ぎの状況を図4に示します。近年は出稼ぎが増加の傾向にみられます。

図4 出稼ぎ者数の年次推移



これは主として米価問題、休田に影響があるようにみられます。地元雇用は低賃金であることも関係します。要するに、農政の不安定性が農民生活破壊につながり出稼ぎに拍車をかけているわけです。1971年には35.2万人にのぼっています。今後この出稼ぎがどうなるかという予想としては、地域開発が行なわれれば多少の解消

表1 出稼ぎの社会問題 一朝日新聞1971・4～1972・3

1971年

- 4. 4: 『減反告発の死。北海道周速町農業実行組合長が自殺・葬式を出そうとしても地区の男は出稼ぎ。』
- 9: 山形県米沢市・農家12戸全焼・男たちは選挙と出稼ぎでいなかった。
- 6: 夜間作業中に暴走車・労働者4名死傷・死亡は出稼ぎ
- 5. 13: 出稼ぎ・米をしのぐ重要産業・国に殉ずる^①出征労働者。・万博工事死亡17人出稼ぎ者
- 6. 3: 実のない果樹・30年ぶりの冷害、減反に追打ち自殺すでに9人、多くは出稼ぎ帰村後
- 7. 1: 農業所得は14年ぶりの減少、一戸あたり138.6万円、出稼ぎで158万円
- 8. 23: 東京都内鉄材の下敷、群馬県出稼ぎ者の死亡
- 9. 12: 農村をわらえ 人集めに企業追出
- 10. 10投書・労働者手帳がたった 1,000冊・出稼ぎを控え
 - 一別居がまわく 荒廃、卒業の生徒の就業相談が十分に家庭と連絡がとれぬ
 - 一出稼ぎをしいられる条件をそのままにして、自然保護を地方住民に強制する
- 11. 11: 出稼ぎにきびしい季節、ドルショックにこたえる農村、残業も半減、収入もがたおち 秋田県横手地区から東京まで出稼ぎバスが 毎日・11日には14台 秋田県仙北郡山地村村長 『出稼ぎがストッ

プすれば村はやっていけない。

- 11. 17: 買手市場の出稼ぎ、危険業種でも働く。 川崎市自動車工場で 250名の全員採用中止の出稼ぎ、建設関係では採用45才どまり
- 19: 出稼ぎの留守宅、母子4名焼死(旭川)
- 11: ニュースグラフ出稼ぎ風景 『正月をかせぐ父。いつになったら楽になる心身共に疲れる』
- 12. 18: 佐原市鉄塔倒れる・三人即死12人外傷、多くは出稼ぎ
- 13: 役所のづさんな遺体扱い東京地裁、行われ解剖事件(川村さん事件)
- 16: 飯場のお父ちゃんに訴えるーひとときー
- 17: インタビュー太田忠久さん…減反と出稼ぎの連鎖
- 31: 賃金不払い続発か、きびしい出稼ぎ環境労働者 2,089件

1972年

- 1. 22: 男衆が身売りする出稼ぎの町、10アール 100万円のたんぼが今は30万円
- 1. 12: アリ地獄、4人死ぬ(3人は出稼ぎ)伊東の生コン工場
- 2. 7: 出稼ぎ者の大会、出稼ぎ仲間の収入競争 長期出稼ぎ急増
- 23: 大阪市尻無川防湖水門ケーソン埋没事件出稼ぎ11名死亡(裁判)
- 3. 4: 出稼ぎ作業員砂に生理め(東京)
- 3. 18: 出稼ぎ4名生理め(長野)

がみられるとも考えられますが、しかし、山村、農山村あるいは積雪地での地域開発は困難ですから10万都市近郊農村であれば、出稼ぎも解消しうる可能性があります。前記のような地域では出稼ぎが継続されるのであります。そ

してその地域開発にも多くの問題があり、出稼ぎがなくなったが、公害とか、交通難とか、自然破壊とかいろいろな問題が生じては困る。

過疎地域をとりあげて、その部分を黒くぬりますと、図5のようになりまして、この部分が

図5 過疎地域市町村

(過疎白書・46年度・自治省)

45年

人口 8,889千人(全国人口に対し 8.6%)
面積 153,633km²(全面積に対し41.5%)



地域開発が困難なのです。

そればかりでなく、農作物の自由化、円切りあげ問題も大きく影響を与えます。日米繊維協定で20万台の機械の処分は第二次加工27万人の農村主婦の労働の場が奪われました。この農家の主婦があるいは家族が出稼ぎにでるといふことになることも考えられます。

46年度の農林省資料で出稼ぎ35.2万人といましたが、この数字が実体であると考えている人はいません。1969年の全国出稼ぎ組合大会では120万人という数字をあげています。44年の農林省では青森県28,100人となっていますが、青森県の調査では57,098人と約2倍になっています。岩手県の1969年の一純農村で農家数1,700世帯で出稼ぎ世帯1,600戸といい、100世帯は不明という成績であります。私は、昭和46年度で統計資料の約5倍の170～180万と推定している。

出稼ぎは地域によって異なり、農林省統計の地域別では東北、北陸、南九州、北海道が表2に示すように多くなっています。しかし、北陸

表2 出稼ぎの地域別状況 —1970— 農林省

東北・北陸・北海道・南九州が多い

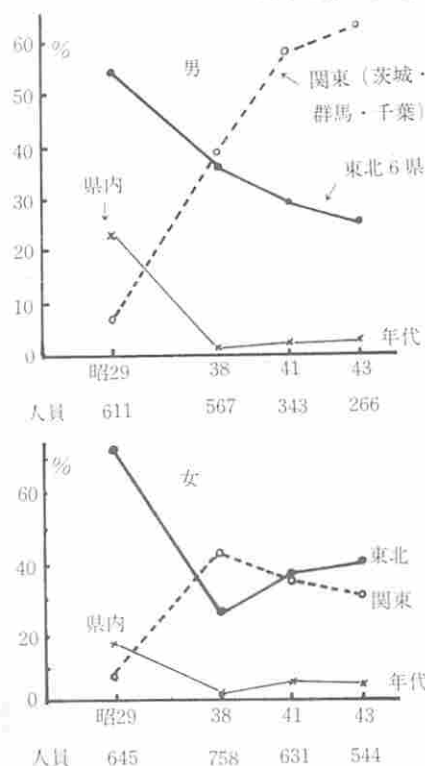
単位：%

	戦前に 農家の出稼 ぎがあった 集落数割合	35年頃に 農家の出稼 ぎがあった 集落数割合	現在農家 の出稼ぎが ある集落数 割合	現在出稼 ぎ者のいる 農家数割合
全 国	15.7	20.6	35.6	7.7
北海道	48.2	46.3	44.8	9.2
東 北	27.4	48.0	77.6	24.5
北 陸	38.6	40.7	43.8	12.6
北関東	2.9	6.1	12.9	1.2
南関東	2.8	2.8	4.3	0.7
東 山	32.3	28.6	26.9	3.1
東 海	6.4	5.0	6.7	0.7
近 畿	18.5	14.4	16.3	2.5
山 陰	6.7	13.1	44.1	7.8
山 陽	8.7	10.9	25.4	3.7
四 国	9.6	18.5	37.6	8.1
北九州	6.4	12.6	38.1	5.9
南九州	3.3	16.1	68.5	10.3

といっても新潟県が圧倒的な76.4%を占めており、富山県は8.6%にすぎません。富山県は少ないといいますが、地区別の調査では表3にみるごとく、林業出稼ぎの人がいます。石川県の柳田村も47.6%もあります。もちろん、昭和40

年ですから、現在については再検討を要します。この問題はあとでもう一度考えてみます。地区的特徴があります。地域別に出稼ぎ先はいつでも大都市であることはわかりがありません。職業としては、44年の資料では建設業58%、製造業28%、その他であります。これも県によって異なりますが、新潟県では全国と同じ傾向にあります。富山県では卸売、小売が93%を占めております。これは特徴的な県といえるわけです。農業主に果樹栽培（主としてミカン）への出稼ぎについては静岡県西浦村について調査して参りましたが、今は援農者と呼ばれ、求人難になっており、その為に出稼ぎに出る地域の変化がみられます（図6）。

図6 援農者—沼津市（旧西浦村）ミカン出稼者の出身地別・年次推移



1970年の農林省統計をみて、51%は京浜、14%は中京、17%は京阪神となっており、東京周辺が圧倒的に多い。この出稼ぎの地域を推定する方法として、純農村か通勤農村かで多くの推

表3 富山県・石川県の事例紹介 山村振興会資料

I 富山県上市町白萩・大岩

	第1次産業人口	出稼労働者数	出稼先		期間	
			県内	県外	6ヶ月未満	6ヶ月以上
昭和38		312	117	195	47	265
39		317	119	198	42	273
40	1394	306	109	197	47	256
41		294	98	196	40	254
42	1293	285	92	193	37	248
			(32.2%)		(11.8%)	

II 石川県柳田村 40年調査

	計	~50 a	50~100 a	100 a ~
戸数	317	87	198	32
この1年間出稼している	47.6%	28.7%	55.1%	53.1%
出稼した人	178人	28人	129人	21人
経営主	51.1%	67.9%	50.4%	33.3%
その妻	14.0%	10.7%	14.0%	19.0%
あとの	25.8%	17.9%	26.4%	61.1%
その妻	8.4%	3.6%	8.5%	14.3%
へい畜があった	24.3%	26.9%	23.9%	23.5%
あった	63.2%	53.8%	65.1%	64.7%
ない				

定ができます。久野克也(民族衛生、37、2号、1971)の研究の一部を紹介します。国保か社保かの加入で判定できるわけです。表4の茨城県七会村と長野県青木村では後者は通勤世帯が多い。即ち、社保加入世帯が多い。

出稼者の年齢、就業、世帯上の地位または経営規模につき農林省統計より年次推移を図7、8で紹介しておきます。その特徴を列記しておきます。

表4 出稼地区の推定方法

(国保加入状況よりみた分析)

七会村

	国保加入世帯人員区分										世帯数	世帯員	
	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9			
1		1										1	1
2		1	3									4	8
3		2	1	2								5	15
4		1	1	1	6							9	36
5					1	6						7	35
6							1	12				13	78
7		1	2						6			9	63
8		1										1	8
9											1	1	9
国保加入世帯加入人員	(5)	2	7	4	6	7	12	6	0	1		82	253
社保加入人員	0	2	14	12	24	35	72	42	0	9		210	

青木村

	国保加入世帯人員区分										世帯数	世帯員	
	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9			
1		2										2	2
2		1	2	7								10	20
3		3	3	8	4							18	54
4		2	2	2	4	7						17	68
5		3	2	1	7	10						23	115
6		2	2		1	4	7					16	96
7		1		2		1	2	2				8	56
8					2							2	16
9						1						1	9
国保加入世帯加入人員	(9)	14	22	11	15	15	9	2	0	0		82	436
社保加入人員	0	14	44	33	60	75	54	14	0	0		294	

図7 出稼者の実態に関する年次推移 I

(農家就業動向調査)

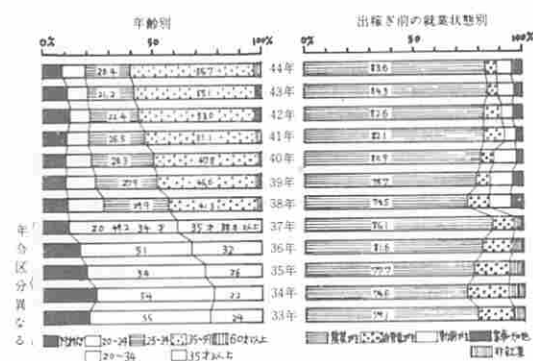
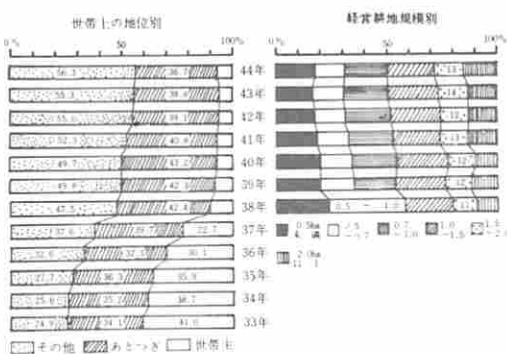


図8 出稼者の実態に関する年次推移 II



1. 高年齢階層の増加で44年には35才以上が50%近く、1970年では60.1%を占めている。60才以上が1.1万人の4.3%である。農家人口の老令化と若年労働者の不足を示し、常に私の主張の如く、成人病になる年齢層であるという重要性を意味している。

2. 年齢からみても当然であります。世帯主がまた増加し、1969年で56.3%にもなっている。一家の主人として、また社会的重要な構成員が離村していることは、地域社会上、家庭上において大きな影響を与えるわけであり。出稼ぎに出たあと、その自治体の機能が低下するという多くの事例があります。例えば、消防、農協活動などです。後継ぎも多くなっている。農家世帯が世帯主、後継ぎで占められている事実をこれでも推測できるわけです。農家では、どうしても出稼ぎに出なければならぬということの意味しています。

3. 耕地面積では経営規模の大きな世帯も出稼ぎに出るようになった。これは休田対策の影響もあるが、専業農家維持の困難性を物語るものである。しかし、0.5haと2.0ha以上の二つの階層で増加がみられるのは、両極の肥大化現象として、農民分解を考える上でも重要な変化です。

4. 出稼ぎ者のうち10年以上毎年出稼ぎに出ている人が、第7回出稼ぎ者大会(1971年)の調査では98名中37名で、5年以上が62名にのぼっております。10年以上の人は出稼ぎ期間が6ヵ月以上の人が多い。

農民側からみて、出稼ぎに出る条件を現時点からみてみると、

1. 営農のみによる経済的困難性、いいかえれば農業基盤の弱さ。
2. 機械化または農業使用による営農の省力化からの労働力余剰と主婦労働の強化また多角経営からの脱却。
3. 減反政策による更に余剰労働の促進。
4. 冬期間の通勤就業のもとめられぬ地域の存在。

この4つが原則的な条件で、相互にからみあっているため、まずこの根本的解決が必要であ

って、そのために出稼ぎ解消条件のむづかしさが横たわっています。

この裏付けとして、出稼ぎに出る理由を検討することによって判明します。各所の資料を表5として示します。当然の答でありまして、生

表5 出稼ぎをする理由

○秋田県南部		○宮崎県調査	
生活資金	78.0%	◎生活苦	44.6%
こづかい	9.4%	現金収入の道がない	31.8%
経営資金	8.8%	◎教育費	4.5%
その他	3.9%	◎経営資金	4.4%
○青森県41年(10,655名)		○労働力過剰	3.2%
適当な仕事がない	35.2%	借金返済	3.1%
賃金が高いから	22.6%	家庭不和	1.0%
簡単に働けるから	17.0%	その他	7.4%
失業保険を貰える	12.5%		
その他	12.7%	○東京都調査	
○愛媛県宇和島		家業のみ苦しい	33%
子供教育	25%	豊かな暮らしがしたい	19%
生活費	14%	家業資金	13%
機械をかう	12%	家屋の改装	6%
借金返済	11%	家業が自分なしてやれた	5%
○家の改築	6%	こづかいかせぎ	10%
その他	32%	近所の人がいる	5%
		出稼ぎがたのしみ	2%
		退職をみつげるため	3%

活苦が重視されるわけで、ここで私が問題にしたい意見の1つとして、離農の足がかりにしたいという意見が出てきているということです。1963年頃の調査にはなかったのです。出稼ぎをなくしては農業ができないと受けとめられるような解答に対し、どう考えるべきでしょうか。人間としての生活のできる農業はすでに我が国から消え去っているという一面も物語っている。この表で、東京都と書いてありますのは、東京都労働局「出稼ぎ労働者実態調査(東京都における出稼ぎ労働者実態調査報告)昭和46年度」のことです。以後、東京都という資料はこれによったものです。

出稼ぎの労働と健康問題にふれたいと思います。農家の方は自営業で、雇用契約に対してしっかりした考え方がないようで、その書類的不

備のためにトラブルがおき、不利になることが多いわけです。この面で出稼ぎに必要な法律的關係につき、表6で示しておきます。憲法25条

表6 出稼ぎに必要な法律・規則とは何か

- 労働基準法…労働基準監督署・労働安全衛生法
 - 1. 労働契約…就業規則・賃金・労働者災害保険
健康保険・厚生年金・失業保険
労働安全規則
- 労災保険法
 - 1. 療養補償給付 → 長期傷病補償給付 → 障害補償給付
 - 2. 休業補償給付
 - A. 障害補償年金
 - B. 障害補償一時金
 - 3. 死亡 → 遺族補償給付 A. 遺族補償年金
B. 遺族補償一時金
→ 葬料
- 事業所備宿舎規定・建設業附属宿舎令規定43.4.1
・「起床・就寝・外出・外泊・行事・食事・安全・衛生に関する事項」
労働者の同意を得なくてはつくつてはいけません
- 厚生年金保険 災害では労災保険と重複
- 健康保険(国民健康保険法)
- 失業保険法 44年12月被保険期間6ヶ月以上…6年間延長
公共職業安定所
- 日雇失業保険
- 出稼ぎ協議相談所 出稼ぎ労働手帳所有者利用

は労働者が健康で文化的な生活を営む権利を保障しています。そのために、労働基準法、労働安全衛生法、労災保険法があり、これを守る為に労働基準監督署があります。この面の一応の知識をもって出稼ぎに出ることが必要です。なお、1972年6月8日、法律57号「労働安全衛生法」が公布されて、労働安全施行令が8月19日、9月30日には労働安全規則等の関係規則16件を全面改正をしているので注意されたい。とくに先におきましては、身寄りもなく、知人も少ない場合が多いので、一匹狼ということも多いのも考えておいて下さい。とくに雇用契約書は明確にすべきです。口約束が危険なことを知らなければなりません。そのために多くの事故が発生しています。正式の労働についての契約形式を(表7)あげておきます。さて、雇用の場合、出稼ぎでは職業安定所を通して雇用が低い点が特徴です。第8回出稼ぎ大会の資料よりみましても職安での就業は総数として23%程度で、知人、友人が過半数を占めています。これはそれなりの理由があるようで、それを表8でみるとわかります。職安が農民の味方であるかどうかにもかわりがあります。出稼ぎ者の意見では賃金不払、災害でも職安とそうでない場

表7 雇用契約書の1例(天明ら:出稼ぎ相談(45年)より)

雇用契約書

被用者と使用者は下記のとおり雇用契約を締結します。

記

1. 雇用期間 自 昭和45年10月13日
至 昭和46年4月12日
但し事業の進行その他止むを得ない理由により雇用期間に伸短を来す場合は被用者の承諾を得て上記雇用期間を変更できるものとする。
2. 職種 土工
3. 基準賃金

日給	2,000円(実働8時間に付)
月給	
時給	

請負制の場合は両者その都度協議の上決定する。
4. 賃金切日 毎月20日
5. 賃金支払日 毎月25日
6. 所定労働時間 午前8時30分～午後5時30分
(うち休憩時間1時間20分)
7. 早出残業等 (有)・無(1日2時間位) 深夜業 (有)・無
8. 休日 (毎週日曜日・国民祝祭日) (2月30日～1月3日)
9. 食費・寮費 1ヵ月7000円
10. 社会保険加入の有無 (有(健康・厚生・失業・労災))・無
11. その他上記以外の労働条件については就業規則並びに労働基準法による。

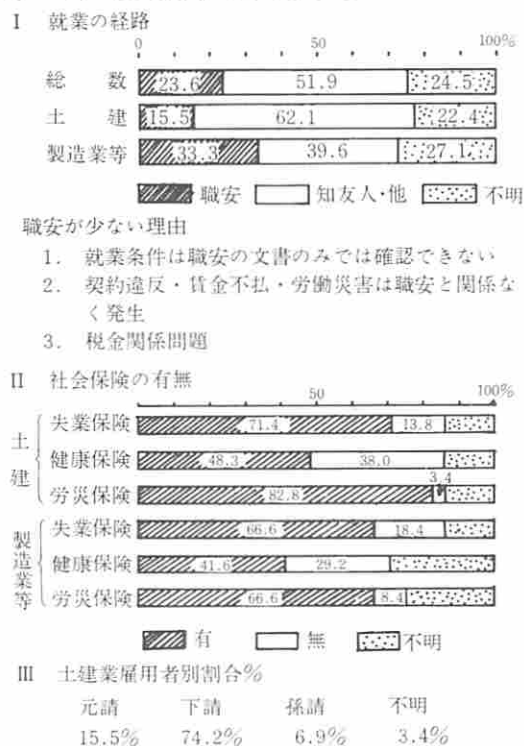
昭和45年10月2日

使用者 住所 東京都品川区南大井3丁目2番1号
若月土建株式会社 (印)

氏名 社長 若月 武 (印)

被用者 住所 青森県上北郡上北町1-2
別紙被用者氏名 佐藤 清吉 (印)

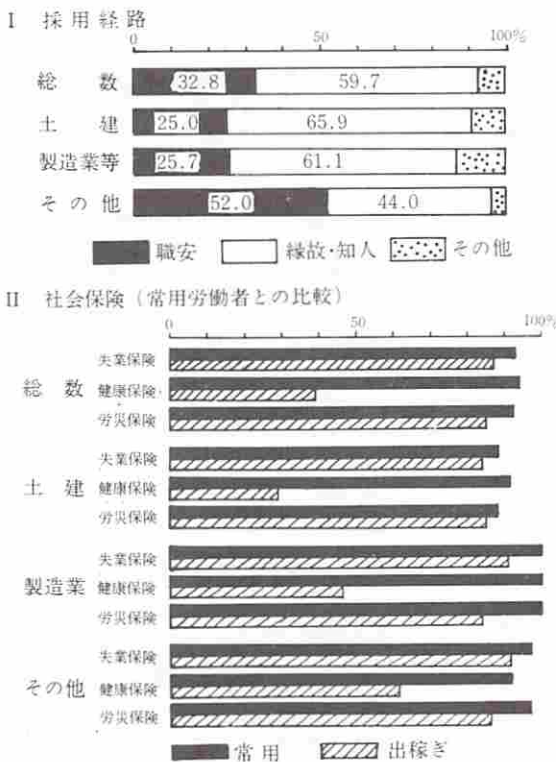
表8 第8回出稼ぎ者大会の資料より



合とでメリットは同じであるという考えをもっています。これは身をもっての経験からでた言葉であることを忘れてはならないわけです。とくに税金問題というのが職安に依頼しない理由にあることを考えてみる必要もある。すなわち、総合所得への税金問題であります。出稼ぎ者に対しては農業所得プラス出稼ぎ所得の税に対する問題を配慮する必要があります。出稼ぎについての税金は一定の源泉徴収のみに止め、農業所得と合せぬようにすることが、出稼ぎの目的からみても当然だと思います。

雇用に際する労災、保険、失業保険も常用労働者より出稼ぎが不利であるということも表9で示されています。出稼ぎ者も常用雇用の条件で企業者が採用していない点を指摘しておきます。

表9 東京都S.46年出稼ぎ労働実態調査資料より



労働条件として、出稼ぎ者は「金を得るのが目的」でありますから、重労働、深夜勤務、残業に従事することを希望しています。いわゆる

賃金体制にも問題があるといわざるを得ません。

東京都資料より、建設業、製造業別に「出稼ぎ者」と「常用労働者」の比較した労働条件について2つのことにつき図9、10を示しておく。平均労働時間数の分布は出稼ぎ者において、明らかな三峯性を示しており、ことに建設業において著明であります。10時間以上というのも出稼ぎです。労働量が多いということ、これも収入を得るための出稼ぎ者自らの選択であることも重視されます。

建設業において、常用労働者より出稼ぎ者が労働条件においてきびしい。いわゆる、なれぬ仕事であり、その上に過労であるということを描きつけておきます。生活環境の劣悪もあります。

過重労働は賃金にも関係します。労働力が強く、生活環境が悪い建設業が最もよい賃金でありまして、次に製造業になっており、両者のピークは製造業で6～8万円、建設業は8～10万円のところにある。同じ建設業でも下請になると低賃金になっている。都市での出稼ぎ者が建設業に就業する理由がここにあるわけです。賃金の不払問題も出稼ぎにとって重要なものです。

図9 出稼ぎ者は過重労働 — 東京都の資料より —

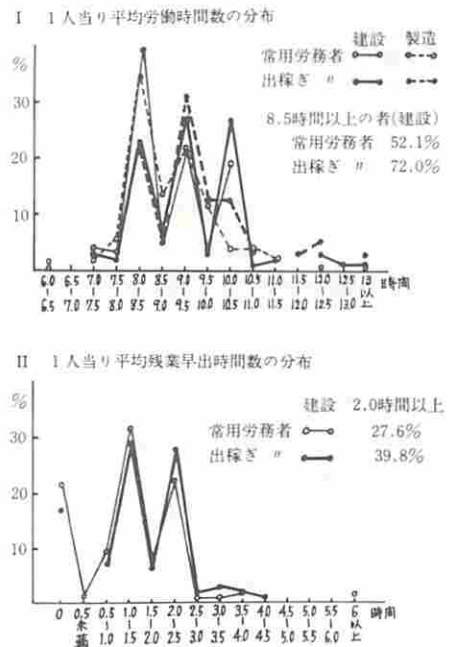


図10 出稼ぎ労働者は過重労働 — 東京都資料より —

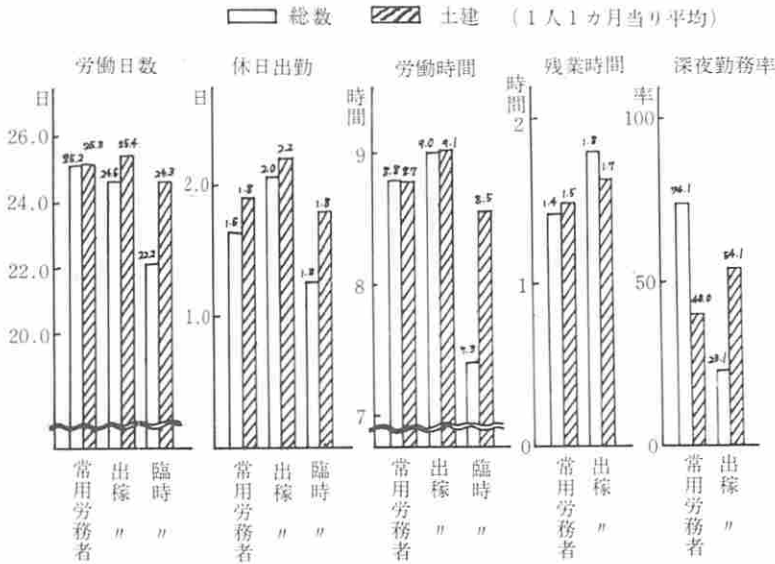
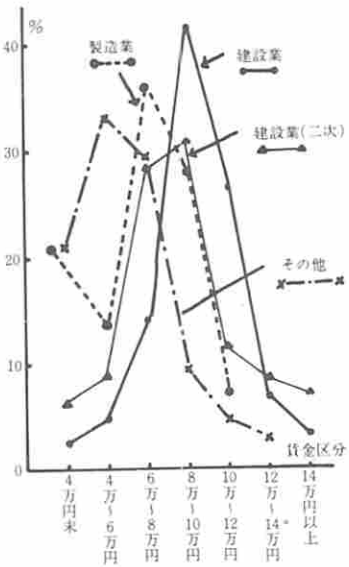


図11 出稼ぎ者の賃金 東京都調査



青森県1969年の資料では、賃金不払問題が150件のほり、そのうち139件は建設業です。被害出稼ぎ者422名で、その金額は1,362万円にもなっています。東京都の調査でも9.6%の人が賃金不払の経験をもっており、その際の処理として、自分で掛合う28.4%、親方、世話人27.4%、出稼ぎ相談所19.4%という状況であって、個人的解決法が主体であることはどうい

理由であろうかを考えなくてはならぬ。官権不信が内在しているとしか考えられません。また職安就業の割合とも一致しています。出稼ぎ者が勝手に自ら離職する事例でも、失業保険のことを考え、離職票を企業から受取っておくべきです。

労働災害についてふれます。この問題の学問的提言は天明・柳沢「出稼ぎ農民に関する社会医学的研究第5報」日衛誌、23.1号、1968)に始まると思います。東京都の資料を二つの表10、11に要約して示します。その経験者が18%で、

表10 労働災害の状況

IV 労働災害の処置%	建設業	製造業	その他
労災保険適用	56.0%	56.2%	55.8%
事業所独自負担	16.2%	10.4%	14.1%
親方・世話人独自負担	3.1%	4.3%	2.3%
誰も何もしてくれない	11.5%	10.4%	4.6%
その他	0%	3.1%	4.6%
不明	13.2%	15.6%	12.5%

*誰も何もしてくれなかった。
合計 10.1%

表11 労働災害の状況 東京都資料

I 労働災害の経験 (経験者18.5%)				
建設業	ある	17.2%		
製造業	ある	20.6%		
その他	ある	19.6%		
II 事故の程度の割合%				
	建設業	製造業	その他	
全治3ヶ月以上	19.2	21.9	13.9	
全治1ヶ月以上	22.4	29.2	18.6	
全治1週間以上	23.8	31.0	38.8	
全治1週間未満	33.6	39.8	27.7	
III 就労経路と事故の経験%				
	職安	縁故	世話人	その他
建設業	16.0	16.0	33.5	10.6
製造業	50.0	2.0	18.0	6.0
その他	26.8	9.8	22.0	17.1

最も多い職業は製造業と建設業であります。また1ヵ月以上休養が40%以上を占めていることは災害の重症例であり、その際の労働災害の保険が支払われたのは約50%内外です。誰も何もしてくれなかったが10.1%もあります。労災死亡例で、裁判によって勝利をとることを十分に

考えておくべきで、この例として加藤雅友(弁護士)「海洋労災判決について―出稼ぎ農民の労災死亡とその裁判をめぐる―」、いのち、6巻、3号、1972. を紹介しておきます。

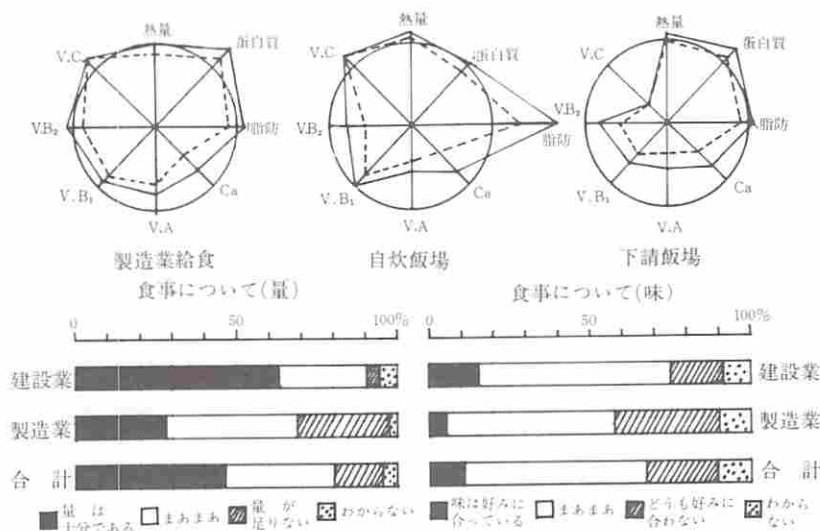
災害発生で、青森県44年では業務上の死亡42名、負傷者51名となっています。企業側は労災適用をさげ、見舞金で済そうとし、また雇用条件をたてにとり、またその認定でごまかします。事故発生当時の状況を客観的に立証しておく必要が大切ですが、1人の出稼ぎではそれが出来ません。集団出稼ぎが好ましい一つの理由です。また災害に対する補償、遺族補償も訴訟をして十分にとるべきです。大阪府尻無川水門工事12名の殉職(いのち、39号(特輯:出稼ぎ労働とその労働災害)44年参照)(1971)も訴訟になっています。このような場合に「出稼ぎ労働組合」に加入していると有利です。これに対し、地方自治体でも、相互補助会をつくり、秋田県では約3万人が加入しています。出稼ぎ中の疲労については表で示しておきます(表12)。

表12 出稼労働者実態調査(東京都における出稼ぎ労働実態調査報告) 昭和46年度の東京都労働局

仕事による疲労										
		ひどく疲れる	多少疲れる	別に疲れない	合計					
建設業	実数	48	466	278	792					
	%	6.2	57.6	36.0	100.0					
製造業	実数	43	338	98	479					
	%	9.0	70.6	20.5	100.0					
その他	実数	12	157	51	220					
	%	5.5	71.4	23.1	100.0					
N.A.	実数	3	22	6	9					
	%	33.3	22.2	44.5	100.0					
合計	実数	106	963	431	1,500					
	%	7.1	64.2	28.7	100.0					
疲労の原因										
		労働がきつい	労働時間が長い	休憩時間が少ない	食事が不十分	よく眠れない	作業環境がよくない	人間関係がよくない	その他	合計(母数)
建設業	実数	35	64	42	53	61	16	7	24	514
	%	6.8	12.0	8.2	10.3	11.8	31.2	1.3	4.7	100.0
製造業	実数	26	38	56	47	40	37	13	10	381
	%	6.8	10.0	14.7	12.3	10.5	9.7	3.4	2.6	100.0
その他	実数	8	27	17	29	28	7	6	10	169
	%	4.7	16.0	10.0	17.1	16.6	4.1	3.5	5.9	100.0
N.A.	実数	0	1	4	1	6	5	1	2	5
	%	0	20	80	20	120	100.0	20.0	40.0	100.0
合計	実数	69	130	119	130	135	65	27	46	1,069
	%	6.5	12.2	11.1	12.2	12.7	6.1	2.5	4.3	100.0

労働生活条件のうち、食事と住居が問題になります。私共の経験では、集団出稼ぎをして、飯場で、郷里で栄養士に献立をつくってもらっておき、それをもとに自炊をしているのがもっともよい所でした。図12は私共の成績です。飯場での食事費のピンハネも行なわれてる。食事も宿舎も規則がありますが、住居は事業附属宿舎規定があって、6ヵ月以上宿泊させる宿舎に

図12 出稼ぎの食事

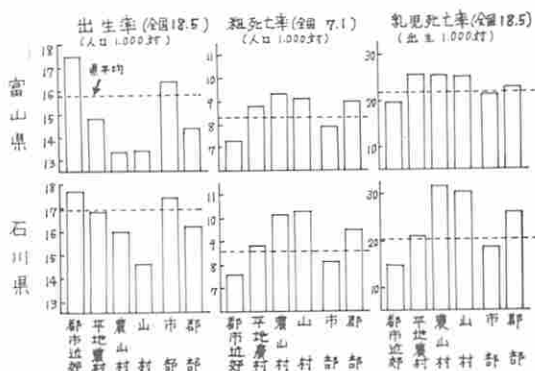


適用されます。この条件に適用されるところが殊に少ない。保健衛生上では、暖房が夜間就寝時に少ないことが多いから、高血圧あるいは喘息をもつ人には悪い影響も与えることは確実です。とくに戸外の便所は冷えに大きく作用しています。脳卒中を起こす確率も高くなっています。工事現場近くに宿舎がある例では、騒音で不眠を訴える者もあります。

農村地帯とくに出稼ぎの多い農山村、山村は不健康（死亡率、乳児死亡率、出生率よりみて）であることを富山県を例にあげて図13で示しておきます。出稼ぎ者の健康状況は年齢が成人病発生時期のものが多くだけに不健康者が多いことを、柳沢・天明が指摘した。以来この健康管理体制が重視され始めました。

集団検診からみた秋田県の平鹿総合病院の立身らと柳沢らの成績を表13で紹介しておきます。検診の範囲が限定されますが、高血圧、心疾患、肝疾患、貧血が主であります。この人身事故で帰郷する人は、秋田県資料（46年）では死亡33で労災の16を上廻っている。また交通事故が4名含まれています。交通事故の場合、業務上では自賠保険と労災保険の両方からとれ、労災保険をとらぬ人がいるのに注意して下さい。全体

図13 富山県・石川県経済地帯別の健康水準（昭和40年）



の罹病者（死亡も含む）195名のうち脳卒中59、心臓病11、胃腸病37、結核6、肝疾患10、椎間板ヘルニアなど16、痔4が主なところ。いわゆる持病の悪化による罹病者が主体です。こ

表13 出稼ぎ者の不健康性

I 立身らの成績			
高血圧	32.7%	心疾患	4.5%
心疾患	4.5%	肝疾患	7.9%
蛋白尿	2.4%	糖尿	4.1%
貧血	3.9%	胃疾患	0.8%
(心筋障害 12.2%・左心室肥大 28.1%)			
II 柳沢らの成績(東京での調査)			
高血圧	20才代 7.6%、30才代 6.9%、40才代 15.0%、50才以上27.8%		
心電図異常所見	27.9%		
蛋白尿	4.4%	糖尿	4.5%
貧血	35%		
血清低蛋白(7.0g/dl)	24.6%		
肺X線結核所見	6.5%		
寄生虫卵 回虫	5.5%、鉤虫	4.2%	
RAテスト	1.2%		
肝機能検査(GOT・GPT)	8.6%		

のように帰郷する病気のみでなく、出稼ぎ中に病気が発生しており、出稼ぎ中に医者にかかったのが10%という統計があります。私はこの率は低く、もっと罹病者が多いと思います。医師にかかる時間、費用の問題で受診率が低下します。50%近くは医師にかかっていません(表14)。

表14 出稼ぎ中の病気 東京都資料

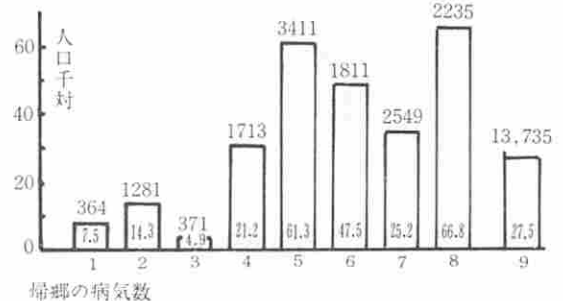
I 病気をした	10.4%		
II 病気の処置			
		合計	建設業
事業所診療所	14.8%	16.0%	
自分で町医にかかった	37.2%	46.5%	
くすりを買ってすました	27.0%	21.4%	
別に何もしなかった	7.5%	1.3%	
不明	13.5%	14.7%	
III 病気中の気持			
とても不安でたまらなかった	16.7%		
少し不安だった	20.5%		
不安の気持は感じなかった	23.1%		
わからない	8.9%		
その他	30.8%		

病気中の気持ちについても表で理解して下さい。40%の人は不安をもっています。また企業に勤めても社会保険の適用を受けられない企業があることで、少なくとも日雇保険には加入すべきです。或いは国保保険証を持参することです。出稼ぎのための医療保険、即ち企業と行政の負担によって特別に考えるべきだと思います。医療

補償の確立が急務です。「出稼ぎセンター」に医療機関を附置する必要があります。戦前の出稼ぎと罹病についてふれてみますと、性病について林俊一「農村医学」(伊藤書店1944年)で指摘されていますが、現在も考えなければならぬ状況にあります。結核につき、石川県の資料を紹介しておきます(表15)。このような状況は

表15 石川県・戦前(昭15)の出稼ぎの状況

出稼ぎ率(数字:実数) (医事公論)



帰郷の病気数

	1	2	3	4	5	6	7	8	9
	江沼郡	能美郡	石川郡	河北郡	羽咋郡	鹿島郡	鳳至郡	珠洲郡	計
結核	7	4	14	9	9	12	17	8	80
脚気	6	4	6	4	12	6	10	5	53
その他	5	6	6	1	9	2	3	10	42
計	18	14	26	14	30	20	30	23	175
帰郷者に対し%	16%	9%	24%	15%	20%	16%	11%	1.3%	6.2%

みられませんが、老人結核時代になった今日ではやはり無視できぬ病気です。都市出稼ぎですから、公害問題を考えておく必要もあります。

* * * * *

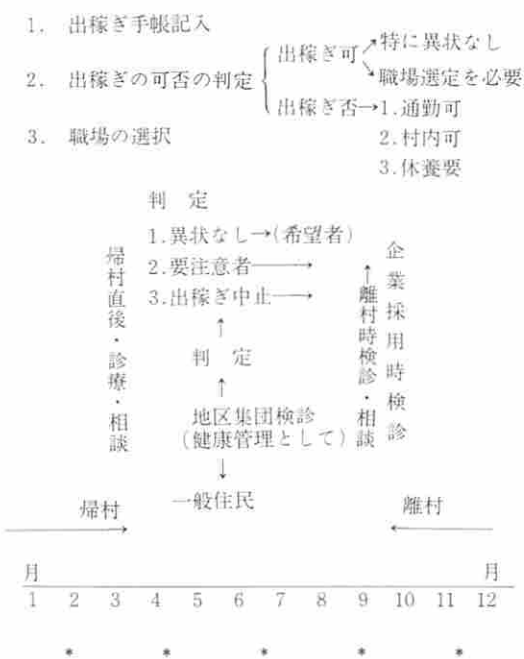
出稼ぎ者の健康管理の問題は前記のことから絶対に必要です。この原則的な考え方を表16で示します。そのために出稼ぎの多い市町村では集団検診を行なうべきであり、少ないところでは、地域の医師の健康診断をすすめます。この方式は出稼ぎの多い地区の例として図14に示します。また農村民の健康管理体系の一部として集団検診を概念として、そして国、地方自治体、企業でこの費用を負担して実施すべきです。この検診の項目として、血圧、心電図、貧血、尿の検査も主点とすべきです。今後は肝機能を考えるべきです。胸部は保健所の結核検診でX線

をとっておくべきです。

表16 出稼ぎ者の健康管理

1. 農村の健康管理の一環としてとらえる
2. 出稼ぎ者の健康管理
 - 出稼ぎのため A
 - 帰郷後の生活のため B
- A.A. 多角的判断の情報収集と整理
- A.B. 出稼ぎの健康上の可否判定の利用
- B.A. 出稼ぎ中の健康管理体制と就業との関係 災害
健康管理と予防給付
健康管理と体制・医療機関との関連

図14 出稼ぎ者の健康管理



出稼ぎの結果起こる社会的要因を列記します。

(1) 営農の破壊、(2) 家庭生活の破壊、(3) 本人及び家庭の健康破壊、(4) 自治体機能の麻痺、(2)、(3)は天明君が「都市の断面」でよくその実態を紹介しています。留守を守る主婦がどのように出稼ぎについて考えているかを、新潟県東松山の調査では「やめてもらいたい」9.7%、「やめたいがやめられない」69.5%、「つづけてもらいたい」17.1%、「不明」3.7%となっており、やめて欲しいという気持ちが大きいです。

主婦が営農に参画することが多く、過重労働に落ち入っています。性生活の問題もあり、草

野比佐男詩集「村の女は眠れない」たいまつ社、1972年を読んで下さい。すなわち人権問題であって、とくに、出稼ぎによる蒸発が重視されます。この事例として、1971年の「行旅死亡人」として、死体解剖に廻され、それが身元確認を警察が怠ったという訴訟事件が、出稼ぎ中に不明になったことから始まっています。(川村事件) また浮動性労働者への転落であります。また自治体に及ぼす社会影響は前にのべましたが、出稼ぎのために権利を放棄しなければならぬ点は多々あります。例えば、選挙ができないということも大きな点です。選挙のあるときは、企業者負担で帰郷できるようにという運動すら起きています。出稼ぎとその取り巻く社会の実体をよく表わした「出稼ぎ」岩手日報社編、1970。「出稼ぎ」一少年伐採夫の記録一、三省堂、1968。「お父をかえせ」家の光協会、1965。も参考にあります。

* * * * *

出稼ぎの将来問題として、出稼ぎが減少するかということでもあります。その対策として、出稼ぎの多い県(表17)が中心で、その主要点を県別に示しておき、それで見ると、一応県民分配所得、第二次産業生産所得の低い県に出稼ぎが主に目立ちます。出稼ぎの少ない県でも町村で見ると(表17の右側の県が町村対象)地域的に多いところがあります。それは主として町村での対策を中心とすべきであると思います。富山県の状況を紹介します。出稼ぎは減少しており、地域開発の関係もありますが、前に述べたように富山県は特有的な就業すなわち、商業ですから、域内ではゼロにすることは出来ないかも知れません。岩手県と比較して、資料として二～三の成績を表18、19に示しておきます。恒常的賃労働と人夫、日雇の増加が出稼ぎを減少せしめていると考えます。

出稼ぎをしない農業の確立が基本ですが、現在のように農業外所得を得なければ農家経営ができないという現状からみて、地域内での雇用率の増加が必要条件になります。とくに、交通不便地域と積雪地帯が問題であります。この面より石川県について分析してみた図15をあげて

表17 出稼ぎの対策

道県対策

		出稼ぎ率	県民分配所得 格差(S42)	第2次産業 生産所得(S42)
北海道		12.6%	88.0%	28.9%
東北6 県	青森	29.8%	71.6%	17.0%
	秋田	29.3	81.6	24.1
	山形	21.7	79.5	26.6
	岩手	19.8	71.0	26.6
	福島	10.4	75.0	26.6
	宮城	6.9	—	—
信越	新潟	11.6%	80.2%	● 35.3
	石川	6.2	● 90.6	● 36.9
中国・四 国	島根	7.4%	70.2%	21.5%
	愛媛	7.0	85.1%	● 38.1
	徳島	6.9	82.2	26.5
	高知	6.9	82.5	23.8
九州5 県	鹿児島	11.7%	56.0%	18.9%
	宮崎	9.1	68.8%	27.7
	長崎	7.1	72.7	29.3
	熊本	6.6	76.8	22.0
	大分	5.0	71.1	27.5

市町村対策

- 茨城県 2,380人
 - 栃木県 1,450
 - 千葉県 3,040
 - 富山県 1,600
 - 福井県 1,730
 - 長野県 2,990
 - 静岡県 1,970
 - 三重県 1,190
 - 兵庫県 8,860
 - 鳥取県 1,590
 - 岡山県 6,910
 - 広島県 2,970
 - 山口県 1,970
 - 福岡県 1,230
 - 佐賀県 2,470
- 出稼ぎ人員(S45)

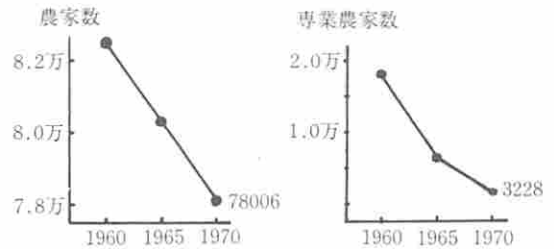
説明 都道府県別にみて、出稼ぎの多いところと少ないところがある。出稼ぎ率が5%以上の県では県が主体となって、出稼ぎ対策をすべきである。5%以下の県では、市町村別検討してみると、ある市町村では、出稼ぎ率が高率のことがある。このような県では、出稼ぎ率の高い市町村が主体になって出稼ぎ対策をたてる。

表18 富山県出稼ぎを減少しうるか

- I D I D都市に関係のない農業集落数62/2315
2.7%、岩手県 492/3579 13.7% -1970
- II 積雪のため自動車の通行不能の集落割合
30日未満 1334/2315 (57.6%)
30日~60日 173/2315 (7.4%)
60日以上 199/2315 (8.6%)
積雪に関係ない集落 35% 出稼ぎなし-1970-
- III D I D都市と積雪と出稼ぎ集落
- | 集落集 | D I D | 積雪 | 出稼ぎ |
|-----|-------|----|-----|
| 平村 | 23 | 十 | 21 |
| 上平村 | 18 | 廿 | 10 |
| 利賀村 | 19 | 廿 | 17 |
| 立山町 | 12 | 卅 | 11 |
- (東谷)
- IV 雇用兼業農家の構成から 1970

	第2種兼業		第1種兼業	
	富山	岩手	富山	岩手
恒常的職員	25.8	22.7	16.2	13.0
恒常的賃労働	47.8	26.2	38.8	20.1
出かせぎ(a)	3.7	20.9	2.3	23.4
人夫・日雇(b)	22.7	30.2	42.7	43.5
b/a + b × 100	86.0	59.0	94.8	65.0
" (1965)	80.8		68.2	

表19 富山県農業の統計的観察



農家人口(16才以上)

1960	307204人
1965	304901人
1970	141619人

出稼ぎ農家数

	第1種	第2種
1960	2,550戸	1,818戸
1965	3,002戸	3,053戸
1970	585戸	1,500戸

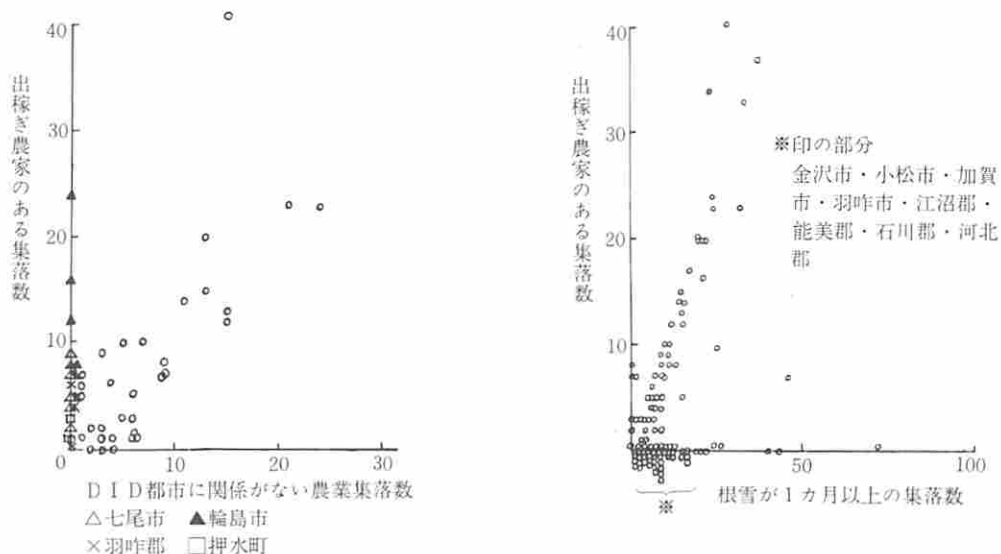
経営耕地規模拡大

	3.0~5.0ha	5.0ha以上
1965	133戸	—
1970	193戸	7戸

60才以上占める割合 1970

	男	女
全 国	15.7	17.6
北 陸	14.8	17.4
富 山	14.6	17.2

図15 出稼ぎの要因考察 —1970年農林業センサスより—
 D I D都市=市町村の区域内で人口密度 4,000人以上の調査区
 がたがいに隣接して人口 5,000人以上となる区域



おく。東北地方ではD I D都市ではこのような関係はあまりみられない。同一郡内ぐらいいの通勤とまでいかなくても週1回帰宅できる通勤の状況にしたいわけで、これには地域開発が必要ですが、この地域開発も公害発生問題ととり引きしておこなわれるのでは困ります。また農家の多角経営による脱出稼ぎをして成功している地区もあります。政府が出稼ぎ対策を実施したと考えられるのは1965年6月21日労働省職業安定所長通達「出稼ぎ労働対策要綱」に始まるように、遅れています。国民全体で出稼ぎのな

表20 出稼ぎ者を守るにはどうしたらよいか

秋田県出稼ぎ労働者保護組合の事業	現在
1. 出稼ぎ地の調査	→ 産業の実態掌握と指導
2. 就業あっ旋	→ 職業安定所、巡回指導
3. 出稼ぎ者の健康診断	→ ?
4. 出稼ぎ証明	→ 出稼ぎ労働者手帳(労働者発行)交付
5. 出稼ぎ組合員の連絡	→ 出稼ぎ相談所
6. 出稼ぎ者の出発・帰還	→ 県外関係機関との連絡強化
7. 出稼ぎ者家族保護	→ 出稼ぎ者と留守家族の連絡の組織化 労働者の留守家族の保護
8. 出稼ぎ者の修養場強化思想保障	→ 帰郷時の短期技能訓練・労働教育の実地
9. 出稼ぎ者の相互共済	→ 労災・失保・日雇保・生保など
10. 優良出稼ぎ者の表彰	→ ?
11. その他本組合の目的を達するための必要事項	→ 出稼ぎ者労働組合 常用就業の促進

い社会をつくる、農業のみで生活ができるように地域づくりを必要とします。要するに、「出稼ぎはいやだ」という農民の声を素直にきくべきです。

消極的であるが、現実の出稼ぎ対策として実施している地域の内容の一部を紹介する前に、前述した1929年の秋田県組合対策(表20参照)と現状と対比してみると、前者の方がむしろ進

表21 秋田県の出稼ぎ対策

- 45年 県労働部出稼ぎ対策室 設立
1. 推進体制の整備強化
 2. 財団法人「秋田県出かせぎ互助会」設立強化
 3. 職安経由による集団就業指導
 4. 技能訓練等の実施
 5. 健康診断の普及
 6. 期間社員制度の推進
 7. 出稼ぎ定着化対策の検討
 8. 出稼ぎ農家に対する営農指導
 9. 農協を通じての送金の奨励
 10. 出稼ぎ先との通信の強化
 11. 傷害共済制度の推進
 12. 留守家族及び地域社会活動対策の樹立
- 農協：出稼ぎ相談員
- 46,10月：県「公共事業の実施による地元就労者の雇用対策実施要領」

んでいるようにもみえます。(柳沢文徳：出稼ぎ農民と健康、看護技術、7月号、1970を参照) また出稼ぎ者と雇用側(製造業)とでの職場生活上の点で、かなりの意見のくいちがいがみられます。その資料として東京都の調査を相互関係につき、主な点を私がまとめたものが表22です。

表22 企業者側と出稼ぎ者側との主な意見

企業者側(製造業)の意見	出稼ぎ側の意見
○労務管理上の難点	→ 仕事場の人間関係は家庭的でない
○人件費増嵩の原因	→ 賃金が安い・滞着時の旅費の支給
○できるだけ長期(3~6ヶ月)	→ 家庭との連絡をとりたい
○失業保険の支給はおかしい	→ 失業保険の確立
○簡便・アルコール中毒がある	→ 診療所をつくれ
○技術的な仕事不可	→ 作業場の改善
○無意味な保証をとりたがる	→ 無責任な採用・寮生活の不自由
○協調性がとばしい	→ 組合員でない
○出稼ぎづれがする	→ 職場が定着しない
○仕事の責任感がない	→ 仕事が多すぎる
○年令的制限を考えている	→ 中年のため仕事が見えにくい
○職安以外に農協での就業斡旋	→ 来年の雇用の保証
○運転手として採用希望	→ 技能を持っている者が少ない
○販売費から考え、人数が多くとれぬ	→ 物価高
○毎年同一人を採用すると、真面目さを欠く	→ 出稼ぎの人が少なく不利
○出稼ぎを社会問題として取り扱うのはおかしい	→ 出稼ぎのない政治の確立

全国農業就業近代化対策協議会は「農業者の出稼ぎ対策について」の提言をまとめそして、その問題を総合的に解決するためには「出稼ぎ対策特別措置法(仮称)」の制定が必要としている。

出稼ぎに対する農家の意識調査は渡辺哲男らの研究を参照して戴きたい(「出稼ぎによる農家生活の変貌」福島大学教育学社会科学 第21号(1969))「東北における兼業問題—出稼ぎ問題を中心に」「農家生活における出稼ぎ過程調査」東北農業経済学シンポジウム報告(1970.9)」

ここでは、東京都資料の出稼ぎ者の国、都への

表23 国・都への要望

	家族上京時の泊設備	娯楽設備	転職のあつせん	職業訓練	会社のための相談	個人的な悩み相談	診断設備	緊急時のお金の貸付	その他
建設業	43.6	20.0	13.1	25.1	12.8	9.9	20.0	12.5	1.5
製造業	49.5	17.7	21.5	20.1	12.0	8.7	15.8	14.1	2.2
その他	45.0	21.9	23.7	15.4	17.2	16.0	25.4	25.4	3.0
合計	44.8	14.1	17.2	22.3	13.8	10.1	20.6	16.4	2.1

注：複数回答

の要望につき、表23として示しておきます。

* * * * *

まとめとして、出稼ぎ現象は経済成長と農業構造変化にともなう社会制度の欠陥であるとはいえ、福祉国家であるならば、このことに対し積極的な施策をすべきである。

1. 出稼ぎ現象は日本農業の零細性に基づくものであるが、現在は農業政策のゆきづまりによることとの関係が深く、出稼ぎは農民の宿命的な荷重と受け止めざるを得ないようだが、農民の人間生活への道を考える政治体制の確立により、減少せしめることができる。
2. 出稼ぎは人権問題として、それに反しないような条件で成立せしめる必要が大切であり、その為には家庭生活の破壊をなくし、健康を守る条件を具備すべきである。

前記の諸問題を考える上に立って、出稼ぎの健康問題を検討した成績を述べた。

富山県農村医学会で、私に特別講演の機会を与えられた豊田文一先生に感謝の意を表わし、またご清聴を頂いた会員の方にお礼を申し上げます。なお、講演では約80枚のスライドをもって説明しましたが、そのうちの主なものをのせ、また解説も省略しました。

略歴

本籍地 長野県上田市中央西1の2の10
 現住所 東京都新宿区東大久保1の431 東大久保住宅306

学歴および職歴

昭和16年12月 千葉医科大学卒業
 昭和30年1月 千葉大学教授
 昭和32年2月 東京医科歯科大学教授(医学部農村厚生医学研究施設)
 昭和40年4月 東京医科歯科大学医学部農村厚生医学研究施設長併任
 昭和47年10月 日本農村医学会理事

著書 食品衛生学 續文堂 食品衛生の考え方 N H Kブックス

編著 農民と健康 第1出版 農村保健 医学書院
 食品衛生学事典 医歯薬出版